

立川市児童館及び立川市学童保育所（南ブロック）の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による。

立川市児童館及び立川市学童保育所（南ブロック）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

(1) 立川市羽衣児童館及び立川市羽衣学童保育所

立川市羽衣町 2 丁目 44 番 16 号

(2) 立川市富士見児童館及び立川市南富士見学童保育所

立川市富士見町 7 丁目 7 番 12 号

(3) 立川市錦児童館及び立川市錦学童保育所

立川市錦町 3 丁目 12 番 1 号

(4) 立川市高松児童館

立川市高松町 2 丁目 25 番 26 号

2 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

東京都豊島区東池袋 1 丁目 44 番 3 号 池袋 I S P タマビル

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで